

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年11月30日(木)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称：ちゃいれつく東別院駅前保育園	種別：保育所
代表者氏名：青沼 明子	定員（利用人数）：60名（55名）
所在地：愛知県名古屋市中区平和1-1-20 東別院3番出口ビル2階	
TEL：052-228-8605	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成27年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 プロケア	
職員数	常勤職員：13名
専門職員	(園長) 1名 (栄養士) 3名
	(保育士) 10名 (保育補助) 1名
	(看護師) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 3室 (設備等) 保育室、調乳室、倉庫
	厨房、洗濯室、トイレ、沐浴室
	事務室、相談室、更衣室

③理念・基本方針

<p>★理念 大地にがっしり根を張る<大樹>となってほしい</p> <p>★基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多様なニーズに応え、安心安全に預けられる保育。 2. 子どもたち一人一人の個性を尊重し長所を伸ばす保育。 3. 常に家庭的環境を意識し、人間形成の基礎を養う保育。 4. 豊かな感性を持ち、主体的・意欲的に生活し、自分を表現できる子どもに育てる。 5. 仲間や周りの人々の存在を大切に思い、協力し助け合い喜びにできる子どもに育てる。 6. 家庭と心を通わせ共に育て子どもの成長を見守る保育。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ビル中の保育園なので、園庭がない面を戸外遊びでカバーしている。近隣の公園や少し距離のある白川公園、鶴舞公園などにも行き歩くことで脚力もつき、園庭がないマイナス面をカバーしている。
- ・食育の一環で毎月クッキングを行い、旬の食材に触れたり調理したり0歳児クラスから年長児クラス全クラス参加してみんなで作り食べる事の楽しさを味わう事を経験している。
- ・食育の一環で毎月色々な都道府県の郷土料理メニュー献立があり、食の幅が広がっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年10月10日（契約日）～ 平成30年 5月24日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆安定した職員雇用

「職員皆で創る“働きやすい職場”」が、園長の目指す保育を可能とする環境であり、職員の自主性を尊重した保育が実践されている。役職者を含めて有給休暇の消化が進んでおり、希望休については連休も認めている。ワーク・ライフ・バランスにも配慮し、保育園児を持つ子育て中の職員を遅番シフトから外したり、子どもが通う保育園の行事への参加を全面的に認めたりしている。“働きやすい職場づくり”が着々と進み、その成果として園の開設から2年間は離職者が出ていない。

◆自然体の強さ

何事にも自然体で臨み、構えたところがない。園長をはじめ職員が自分たちの力量を正しく認識し、無理をしたり背伸びしたりすることのない安定した保育が展開されている。それが職員の連帯感や保護者の信頼感につながっている。寒風の中、薄着で散歩に出かける子どもたちの姿に“自然児の強さ”が感じられた。今回の第三者評価の受審に関しても、そのために何かを作ったり用意したりせず、ありのままの状態で臨んでいる。“無い”ものは、はっきり“無い”と答える潔さが、担当する評価者にとっても心地良い。

◆園と職員を支える保護者の信頼感

ビルの2階にある保育園であるため園庭はなく、保育のためのスペースにも限りがある。育ちざかりの子どもを狭隘なビルの一角に閉じ込めることなく、散歩マップを作成して積極的に散歩に出かけて体力面を補っている。屋上にあるプールは、プライバシー保護のために利用時はブルーシートで目張りをして行っている。準備までに職員の労力は必要となるが、子どもたちの開放感に満ちた顔、喜ぶ顔を思い描いて保育している。給食便り、保健便り等も充実しており、職員全員で“大地に根を張る大樹”の基礎を創っている。その職員集団を、保護者が信頼を寄せて支えている。

◇改善を求められる点

◆子どものための地域交流・連携を

「地域と密着し、地域に愛される保育園作り」を、長期事業計画の重点項目に取り上げてはいるが、市街地のビルの2階に立地することもあり、具体的な取り組みは少ない。子どもが地域の神社の祭礼や節分祭に参加している程度の交流である。しかし、地域との橋渡しをしてくれそうなキーパーソンを見つけており、そこを起点にして積極的な地域との交流・連携が図られそうである。ボランティアを受け入れたり、地域の小学校や高齢者施設と交流したりと、子どもにとっての生きた教材は少なくない。子どもの社会性を育むためにも、地域との係わりを深めていくことを望みたい。

◆確実な保育の実践を実証する記録の作成

園運営や様々な保育の現場で、確実な管理や保育が実践されていた。それは保護者のアンケートからも十分にうかがい知ることができる。しかし、それを実証するための記録が残されていない。円滑・順調な園運営であれば問題はないが、いつ不測の事態に直面したり災害に見舞われなくても限らない。保育実践を証明し、後日の追跡にも耐えうる記録の作成を望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受ける事で職員が日々の保育や保育園について振り返り、考える事が出来てとてもいい機会になりました。自分たちが日々行っている事が評価となり、目に見える結果として残るので、その結果を今後の課題として職員一同取り組んで行きたいと思えます。改善点としては地域の交流や連携について、どんなことが出来るかを考える事からはじめていき、地域との関わりを見出せるようにして行きたいと思えます。実践の実証をするための記録も今後の課題としてしっかりと行って行きたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>「大地にがっしり根を張る(大樹)となつてほしい」との理念を掲げ、“こころ”と“からだ”、“生活”の三位一帯の保育を目指している。園長には、職員も理念に謳う“根を張る(大樹)”になつてもらいたいという思いがある。職員自身が自ら考える保育、職員皆で創る保育を目指し、職員意見を尊重する姿勢で臨んでいる。保護者会等を通じて理念や基本方針を伝えており、「保護者への理念・基本方針の周知」は、保護者アンケートにおいても高い数値を示した。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>園運営に必要な情報は、毎月開催される法人の園長会や、年に4回開催の区の園長会で収集している。行事開催後に実施される保護者アンケートからも保育ニーズを掴んでおり、協力的な保護者が多いこともあって、開園以来安定した園運営が続いている。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
<p>「職員一人ひとりの専門性を高めてスキルアップに繋げる」、「職員のスキルアップによる保育の質の向上」、「中堅職員の育成」の3点を現状の課題として捉え、自ら考えて動ける職員づくりを進めている。課題の3点全てが、職員教育・研修に係わっているが、法人としての階層別研修等の一貫した研修体系が構築されておらず、市・民間保育園連盟の開催する研修や区・エリア支援保育所研修に頼らざるを得ない状況である。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
<p>法人の規定する様式に合わせ、「平成29年度中長期事業計画」(中期1年、長期3年)が策定されている。中期、長期それぞれが法人の事業計画を基に策定されているが、目標数値が設定されていないことから、具体性に乏しい計画となっている。長期3年の事業計画には、単年度の事業計画に枠組みを示す意味合いからも、各年度ごとの主要な取り組みや目標数値を明確にすることが求められる。</p>			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
長期3年の事業計画が目標とすべき数値を示していないことから、単年度の事業計画の内容も具体性に欠けるものとなっている。期中の中間評価や期末の最終評価を実のあるものとするためにも、取り組みの成果が判定可能なものとなるよう、数値目標を設定して取り組むことを望みたい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
行事計画等、事業計画の一部分については職員意見が組み込まれる仕組みがあるが、事業計画のほとんどは幹部職員によって策定されている。事業計画策定や見直しのルール化が望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉒ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
定期的な保護者会が開催されており、その機会を使って園長が園運営の詳細を説明している。多くの保護者が園運営に協力的であり、事業計画にも理解を示している。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
夏祭り、運動会、生活発表会、保育参観等の行事後に保護者アンケートを実施し、その中の意見や要望を次回の行事に反映させている。しかし、アンケート結果を分析(前回との比較、行事ごとの傾向等)して、保護者の満足度の推移を追跡する取り組みには至っていない。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
開設以来、園運営が円滑・順調に推移していることもあって、これまでに大きな改善・改革は実施されていない。クラス単位で課題を設け、園内研修として発表しているが、改善のための実行計画(工程表等)を立てての取り組みには至っていない。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
複雑な組織体系ではないこともあり、組織図によって漠然とではあるが園長以下の職員の責任の範囲が示されている。しかし、「職務分掌規程」や「職務権限規程」等の基幹規程の備え付けがなく、園長の責任と権限についての明確な線引き(範囲や限度)は不明である。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシーや個人情報等の権利擁護に関する法令、幼児虐待防止法、障害者(児)総合支援法や障害者(児)差別解消法等、園における配慮すべき重要法令は多い。それらを正しく理解するための研修(勉強会)は必須であるが、それぞれの事案に対応するためのマニュアルの整備も併せて進められたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
年1回の満足度調査と、行事ごとに保護者アンケートを実施して提供する保育の質の向上を把握しようとしている。重要事案は園長自らの専決事項として表舞台に出ることがあるが、園運営の基本は“職員皆で創る保育”であり、「リーダー会」に園長は出席しない等、職員を信頼して自然体で保育に取り組む姿勢は余裕さえ感じさせる。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
平成27年4月の開園以来、“働きやすい職場作り”に取り組み、「中堅職員が欲しい」という思いはあるものの、職員の安定的な雇用が続いている。具体的な施策として、クラスの子どもの数によって職員配置を柔軟に変える等の策を取っており、職員の負担軽減や事務効率化につながっている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
開設以来2年間職員の離職はなく、職員の雇用は安定している。今期に入り、やむを得ない理由で職員が離職するケースが出てきたが、その補充のために、様々な媒体や職員のネットワークを使って対応している。職員に発達支援センターでの勤務経験を有する者がおり、適材適所の職員配置が可能となっている。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
法人によるキャリアパスの構築はあるが、職員への周知面で課題が残る。人事考課は年間2回実施され、その都度園長との面談によって課題の抽出や認識の共有が図られている。人事考課の結果から、職員個々の教育ニーズを把握しようとする取り組みはない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
“働きやすい職場づくり”に取り組み、役職者を含めて有給休暇の消化が進んでいる。希望休については連休も認めている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みとして、保育園児を持つ子育て中の職員を遅番シフトから外したり、子どもが通う保育園の行事への参加を全面的に認めたりしている。それらの成果で、園の開設から2年間は離職者を出さなかった。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
職員の育成を園の最大課題として捉えている。年間2回の人事考課の機会に園長面談を実施し、目標管理につなげて職員の育成を図ろうとしている。考課後、園長から職員個々へのフィードバック面談を実施し、翌期への目標設定へつなげている。職員の達成感やモチベーションの維持のためにも、事業計画の重点項目に数値目標を設定し、職員個々の目標と連動させることが望ましい。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
法人の成長・拡大戦略の中で、人材の確保に主眼が置かれ、職員育成のための体系的な教育・研修システムの整備が遅れている。法人主導の階層別研修の体制はなく、それぞれの園が独自の研修を組んでいる。研修は外部研修が主体であり、市・民間保育園連盟の開催する研修や区・エリア支援保育所研修に職員を参加させている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
“保育の質の向上のために職員の資質の向上を目指す”との園の方針があり、職員間には“研修重視”の考え方が周知されている。休暇を利用しての外部研修への自主参加や、運動会終了後の職員全員が集まることのできる機会を使って看護師による医療分野の研修を実施する等、研修に対する前向きな姿勢は評価に値する。しかし、伝達研修の実施がないため、研修参加者の得た知識や技術が園内に伝播されていない。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ b ・ ①
評価機関のコメント			
開設から3年目を迎えているが、これまでに実習生の受け入れはない。“職員の育成”を最大の経営課題としているが、実習生を受け入れて職員が実習生を指導するプロセスの中にも、“職員の育成”に資する部分が含まれている。指導するためには、必然的に職員自らの保育の振り返りが行われる。その自らの保育の振り返りの中に、新たな気づきや改善のヒントが含まれている。積極的な実習生の受け入れを計画されたい。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
法人のホームページ、園のホームページで、理念や基本方針、事業内容、特徴は伝えられている。課題は、近年重要視されてきた苦情情報等の外部コミュニケーションへの取り組みである。掲示や保護者会での説明だけでなく、ホームページ等の活用を図って、広く苦情情報(苦情解決の仕組み、受付の状況、対応の内容、解決に至った経緯等)を公表することが求められる。			

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人による内部監査と行政による行政監査の受審があり、外部の会計監査の義務がある法人ではないが、外部の税理士による【「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト】によるチェックを受けている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント		
「地域と密着し、地域に愛される保育園作り」を、長期事業計画の重点項目に取り上げてはいるが、具体的な取り組みは少ない。子どもが地域の神社の祭礼や節分祭に参加している程度の交流である。しかし、地域との橋渡しをしてくれそうなキーパーソンを見つけており、そこを起点にして積極的な地域との交流・連携が図られそうである。子どもの社会性を育むためにも、地域との係わりを深めていくことを望みたい。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント		
園はビルの2階部分にあるが、その同じビルの上層階に入居する会社の社員が、足りない男手の援助をしてくれている。乳児の散歩の時にエレベーターに乗り合わせれば、移動用の乳母車(避難車)を運ぶのを助けてくれる。他には目立ったボランティアの受け入れはないが、受け入れるためのマニュアルを整備し、積極的な受け入れを期待したい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
事務室に、行政機関、医療機関、他の保育園等の連絡先が掲示してある。特別な配慮を要する子どもが在籍しており、児童相談センターはじめ関係する諸機関と緊密な関係を維持している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ b ・ ③ c
評価機関のコメント		
市街地の大きな交差点の角に位置する商業ビルの2階に園があり、交通至便ではあるが地域との交流や連携には大きなハンデとなっている。園庭もなく、保育面積にも限りがあって、ハード的な地域貢献は考えにくい。ソフト面で地域に貢献することはできないのか、職員一同の検討テーマとして取り組んでほしい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント		
働く若い保護者にとって、交通の便が良く、夜の8時までの延長保育の存在は、健康的な家庭生活を営む上での大きな助けとなっている。区・担当課と連携して地域の福祉ニーズを把握し、さらなる公益的な事業や活動の推進を図られたい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する保育の基本姿勢は、パンフレットや入園案内等に記載されている。マニュアルや規程は法人から全施設に配布されて、それを基に園で修正して活用している。しかし、変更の主たるものは園の年間行事に留まっている。ちやいれっく東別院駅前保育園としての独自性のある部分は少ない。職員の協働性を高めるためにも、園独自に共通の理解に取り組む事が望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
マニュアル、規程は整備されている。また改訂記録も確認できる。プールが屋上にあり、プライバシーに配慮して利用時はブルーシートで目張りをしてからの活動である。準備までの労力が大変だが、子どもたちの喜ぶ顔と開放感を感じている気持ちを受け止めている。しかし、天候や気温・水温の関係で屋上でプール活動は回数が減る。補いに、部屋では毎日のように水遊びを行う等の取り組みをしている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページに掲載し、パンフレットが区役所に設置されている。法人から全施設共通の資料が提供されるため、当該園の紹介はほんのわずかである。もう少し保育園の特徴やPR、保育所独自の理念や方針も盛り込み、保育サービスの内容と併せて情報提供できるツールの作成を望みたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者に入園説明資料として年間保育マニュアル(保育課程・年間指導計画等)を冊子にして配布し、それを基に説明を行っている。その後保護者から同意を得ている。特に配慮の必要な保護者への説明は園長がしているが、ルール化はされておらず記録はない。今後、説明のルール化を図ることと記録を残されることを期待したい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した引継ぎ文書は、市外・市内共に送付しているが記録は残されていない。保育所利用が終了した後、保護者が相談できる窓口は園長であるが、相談窓口や説明内容等が記載された文書はない。口頭で完結させず、案内文書を作成することや対応記録を残すことを望みたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
利用者満足を把握する取組は行事ごとのアンケート、保護者会・個人面談と機会はある。しかしアンケートは個人の用紙を回収して綴じられたままで、集計して保護者にフィードバックされていない。また、毎年確実に改善しているというが、アンケートの分析や検討された改善の過程を明確にした記録がない。利用者満足に関する検討会議等の記録を残されたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の仕組みは整備されている。第三者委員まで行くような苦情はまだないが、アンケートや連絡帳等に書かれている意見はある。男性保育士がクラス担任を受け持つことやビルの空調管理等の意見には、口頭で説明して終わっている。意見等を保育の質の向上に役立つように検討して取り組んでいるが、記録が見当たらない。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
事務室が保護者の出入りに面しており、保護者が相談しやすい環境となっている。相談場所は、そのための部屋がないためスペース確保を工夫している。意見箱はやや高いところに設置されている。また、日々のコミュニケーションとして、連絡ノートや送迎時の対話等にも配慮されている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
相談や意見を受けた際、報告の手順として直ぐに園長・主任に報告して対応しているが、対応するためのマニュアルが整備されていない。対応手順をマニュアル化し、連絡帳や送迎時に受けた相談等も記録に残されたい。また、意見に対して安全面からフード付き洋服の着用を控えるよう、保育所の方針を伝えて保護者の理解を得た事例もある。それらを記録に残されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
法人から安全に関する情報の提供があり、職員で共有している。ヒヤリハットの取り組みがあり、事故報告書も適切に作成されている。園庭がないので散歩マップを作成して活用している。リスクマネジメントに関する責任者は園長であるが、委員会を設置する等の取り組みはない。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
感染症予防、発生時等の対応マニュアルは整備されている。毎日昼礼で感染症児の確認を行ったり、感染症の保護者周知には玄関に掲示して知らせている。定期的に感染症に対する勉強会を行っているが記録はない。勉強会や話し合いの記録を残すことを望みたい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
災害時対応体制は整備されており、引き渡し訓練等も実施されている。さらに、各クラスには防災グッズが整備されている。食料、医薬品等、備蓄品担当は栄養士・看護師がリストを作成しているがチェック表がない。子ども・保護者・職員の安否確認の方法や初動時対応・出勤基準など、保育を継続するための対策は一部未整備である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法はマニュアルや規程集で文書化されているが、マニュアルが全て綴られているために探すのに時間を要す。また、役割で担当者(看護師・栄養士)が個別に持っている資料もあり、担当者が休みの場合には見当たらない資料もある。保育実践にすぐ活用できるよう、また標準化が経験差の解消に役立つための保育の手引書となるような改善を望みたい。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>実施方法の見直しは5月と2月の2回行っているが検討会議録が見当たらない。見直しには是非PDCAサイクルの活用で落ちのない見直しをされたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>アセスメント手法は法人が定めており、保護者記入後クラス担任が面談法で行っている。様々な問題を抱える子どもや保護者に対しては主任保育士が対応しているが、園以外の関係者が参加してアセスメント協議は行われていない。必要に応じて、保健センター・児童相談所・市役所等との連携及び支援等の協力体制を構築されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>指導計画の見直しは年度末に行っている。見直しで変更した内容を、職員に周知する手順や方法は文書化されていない。保育の質の向上のためにも、課題の発見から見直しの項目を立てる等、PDCA サイクルを活用する仕組みを構築されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>法人が定めた様式で記録はされているが、個別記録が適切にファイリングされておらず、探すことに時間がかかっている。職員ごとに記録の作成に差異が生じないように個別で指導したり、優先順位がつけられるように声掛けしているが記録は残されていない。また、情報の共有化の会議は各クラスで終わっており、全体での把握が十分ではない。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>個人情報保護に関して、職員への教育や研修は名古屋市が行う研修で補っている。期の途中で参加が決まったため、研修計画にはないが研修報告はされており、研修の参加者はリストを作成して管理している。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育課程編成に関しては本社が書式を指定し、各園で内容を盛り込んでいる。園長の目指す“職員皆で創る保育”の実践として、保育課程は職員参画の下で編成されている。			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園内は新しいので清潔感があり、生活にふさわしい場として環境整備に力を入れている。園はビルの2階にあり、怪我防止と繋がって窓からの転落防止対策を2年にわたり行っている。園庭がない分、園内では子どもの発散場所が確保できないため、子どもの落ち着ける居場所コーナー作りに取り組んでいる。寒風の中、薄着の子どもたちが元気よく散歩に出かけて行った。			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子ども理解を深めたり、受容していくための職員間での特段の取り組みはないが、常に「子どもの発達理解」を念頭に入れて個々に応じて保育している。子どもが安心して関われる保育士、保護者が信頼している保育士集団が保護者アンケートからはうかがえる。一人ひとりの子どもに対しての関わりが深く、子どもたちは安定している。			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
園の基本方針の1つに、「<こころ><からだ><生活>の三位一体を目指す。」とある。子どもが自分の健康に関心を持つよう、病気や予防の増進について、子どもたちに『朝ご飯を食べてきたか?』を聞くようにしている。また、基本的な生活習慣の援助として自分からしようとする気持ちを大切にしている。課題としては、三位一体を目指す環境の整備の文書化が望まれる。			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
異年齢児で関われる保育の工夫として、散歩では3・4・5歳で手を繋いで出かける。少し遠いコースでは行き帰りで手をつなぐ相手を替え、人間関係を豊かになるようにしている。社会体験や自然に触れ合う機会は散歩を通して行っているが、保育計画・指導計画に積極的に意味付けての取り組みには欠ける。様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備が今後の課題である。			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
個別の指導計画を作成して保育を展開している。折しも評価当日の朝、入り口で乳母車に乗って散歩に出かけるところに出会うと、評価者に手を振ったり笑顔で接する等、穏やかで情緒が安定している。しかし、0歳児の成長過程は、視覚・聴覚や運動機能が著しく発達する時期でもある。発達に合った遊具・玩具の充実を望みたい。現在対象児がいないため冷凍母乳は行っていないが、対応は可能である。			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1・2歳児は自我の芽生える時期であり、噛みつきもあるが、保護者理解は看護師が全て対応して状況説明をした上で謝罪している。複数担任制のため、職員が連携して適切な関わりをしており、保護者との連携は連絡帳等で行っている。探索活動や自発的に遊びが出来る環境の整備は、保育内容との関連で配慮している。おもちゃの消毒は週1回行っており、幼児組も毎週土曜日に水洗いをして対応している。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもたちが取り組んできた共同的な活動を、地域や小学校に伝えるための工夫や取り組みが始まった。昨年度までは5歳児がいなかったが、今年度から小学校等との連携が強まっている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
配慮の必要な子どもも在籍しており、加配保育士が個別の指導計画で統合保育を行っている。職員が障害の知識や理解を深める取り組みは、市が主催する研修で補っている。園内では担任同士の話し合いや医療機関、専門機関からの助言が口頭で終わっており、記録では確認できなかった。園内での研修の充実を図り、それぞれの障害にあった環境整備に取り組み、他の保護者にも障害のある子どもの保育への理解のための情報提供をされたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1日の生活の連続性に配慮した子ども主体の計画書はなかったが、デイリープログラムで補っている。異年齢保育や子どもが淋しくならない配慮はしている。保護者との連携も漏れのない連絡をしており、仕事上や交通事情等で予定より遅くなった場合の子どもへの対応も適切である。担任と保護者との連携が十分取れるよう、会える時に時間をかけて話し合ったり、ノート等を活用したりしている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わり合いに配慮している。	保 56	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
卒園児5名が3つの小学校に分散する。職員と小学校教諭との意見交換、合同研修は行っていないが、3人が入学する小学校から保育園で育てて欲しい姿の提示がある。入学までに傘の始末や靴は立って履く、和式トイレの経験、給食を時間内で食べる等、園への要求事項の一部が示された。生活や遊びの中で保育内容を工夫し、小学校生活に無理なく接続できる引継ぎに役立てて頂きたい。さらに、子どもが学校に対する見通しが持てるよう、小学校訪問や小学生と交流の機会を作りたい。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「健康管理マニュアル」や保健計画も作成され整備されている。乳幼児突然死症候群の予防対策として、午睡時チェック表をつけている。0歳児5分、1～2歳児10分、3・4・5歳児20分と、幼児も午睡をするためにチェックをしている。子どもの健康に関する職員の資質向上のための研修は、区が主導で行う研修で補っているが、保護者に対する乳幼児突然死症候群に関する情報提供の文書は作成されていない。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健診結果を保護者に伝えていることは保護者アンケートの100%が物語っている。結果を保育に反映させることは、保健便りでは虫歯予防として8020運動の推進、染め出しチェックの予定や健康教育等も計画されていた。保健便りは看護師が発信している。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児対応は、アセスメントを基に面談をして医師の指示書の下、適切に行われている。食事提供の場面ではトレイに記入したり、机を離したりしている。誤食はないものの職員の知識や技術には未熟な部分が残るとして、既に「園内研修の充実・他の保護者に理解を図るための取り組み」の具体的な検討が始まっている。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
食育計画を作成し、今年度は保護者試食会を行った。連絡ノートが複写式のため記録は全て残っている。試食会は初めての取り組みのため、食の大切さを伝える目的より保護者にいかに参加してもらうかに重点が置かれた。園庭が狭隘なため園で野菜を育てる等の活動はないが、食育に関する取り組みの一環としてサンプル展示を行っており、保護者からは高い評価を得ている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「衛生管理マニュアル」は整備されている。食中毒発生時に対応する体制も構築されている。栄養士が食事の様子を見たり子どもの話を聴く機会があり、献立の作成に役立っている。また検食簿を活用し、調理の工夫にも役立っている。給食便りは栄養士が発行しており、子どもたちに人気の献立のレシピを作成し、配布する構想もある。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
保護者との情報交換や保育理解、育児を共に考える機会は連絡帳、保護者会等を通して聞き取りは行っているが、内容が記録として残っていない。記録を残すための基準作りが望まれる。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの相談には担任保育士が対応することとなっているが、内容によっては知識が足りずに適切に答えられない場合もある。送迎時に口頭で相談されることもあるため、園長が朝と夕に子どもと保護者に声掛けを行い、若い職員の足りない部分を補完している。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
児童相談センターと連携するケースがある。園長が主担当となって対応しており、虐待に関する予防や早期発見、虐待が疑われる場合の対応方法等、乳幼児虐待に関する一連のマニュアルが作成されていた。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
年に2回、新保育所保育指針による「保育士の100のチェック」を使用して自己評価を行っている。この自己評価が職員個々のレベルの振り返りで完結しており、集計や分析を加えて園全体の課題抽出や改善活動へとつなげていく仕組みはない。			